



WITH YOUR
SMILE

第三銀行のコーポレートガバナンス改革

平成28年2月

キラリと光るあなたの銀行



第三銀行のプロフィール (平成27年3月末現在／単体ベース)

本店所在地	三重県松阪市京町510番地	<経営理念> 1. 「地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行」 1. 「逞しい活力と豊かな創造力を持ち、着実に発展する第三銀行」 1. 「個性を活かし、明るい魅力ある職場をつくる第三銀行」
創立	大正元年(西暦1912年)10月	
資本金	37,461百万円	
店舗数	98か店(県内64・県外34)	
従業員数	1,438名	
総資産	1兆9,516億円	
預金	1兆7,819億円	
貸出金	1兆2,235億円	
自己資本比率	9.69%	

目次

1. 機関設計

監査等委員会設置会社制度が創設された背景	P 3
当行のガバナンス体制の変遷	P 4
移行の目的・メリット	P 5
モニタリング・モデルを志向したガバナンス体制	P 6
監査役会と監査等委員会の比較	P 7
指名諮問委員会、報酬諮問委員会	P 8

2. 取締役会の構成と運営

取締役会の構成	P 9
取締役会の運営状況	P 10

3. 社外取締役の活動状況

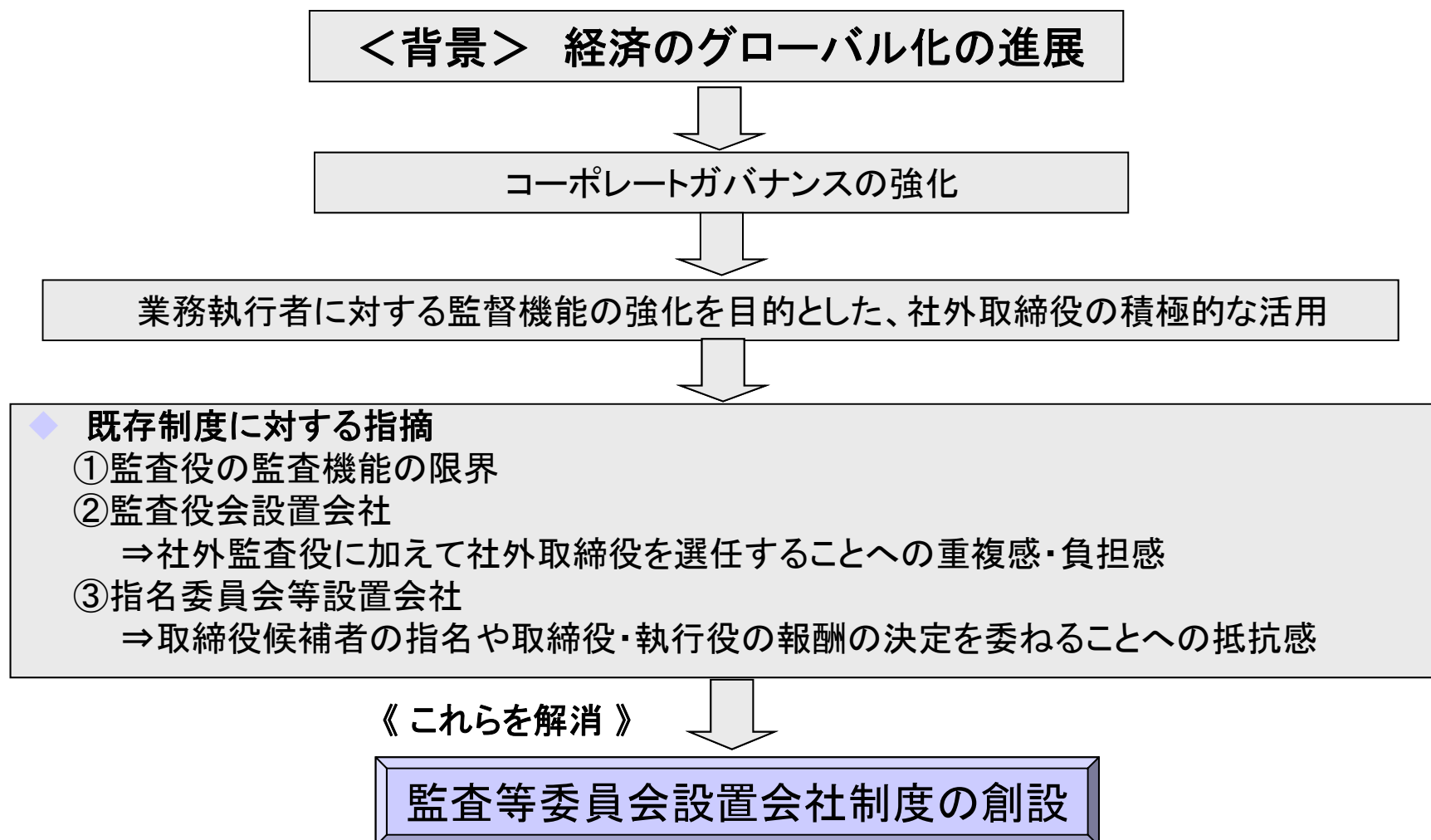
現在の活動状況	P 11
監査等委員会設置会社への移行後の変化	P 12
内部監査部門からのレポーティング・ラインの確立	P 13
その他	P 14
サポート体制	P 15

4. 参考資料

コーポレートガバナンス体制 概念図	P 16
-------------------	------

1. 機関設計

【監査等委員会設置会社制度が創設された背景】



1. 機関設計

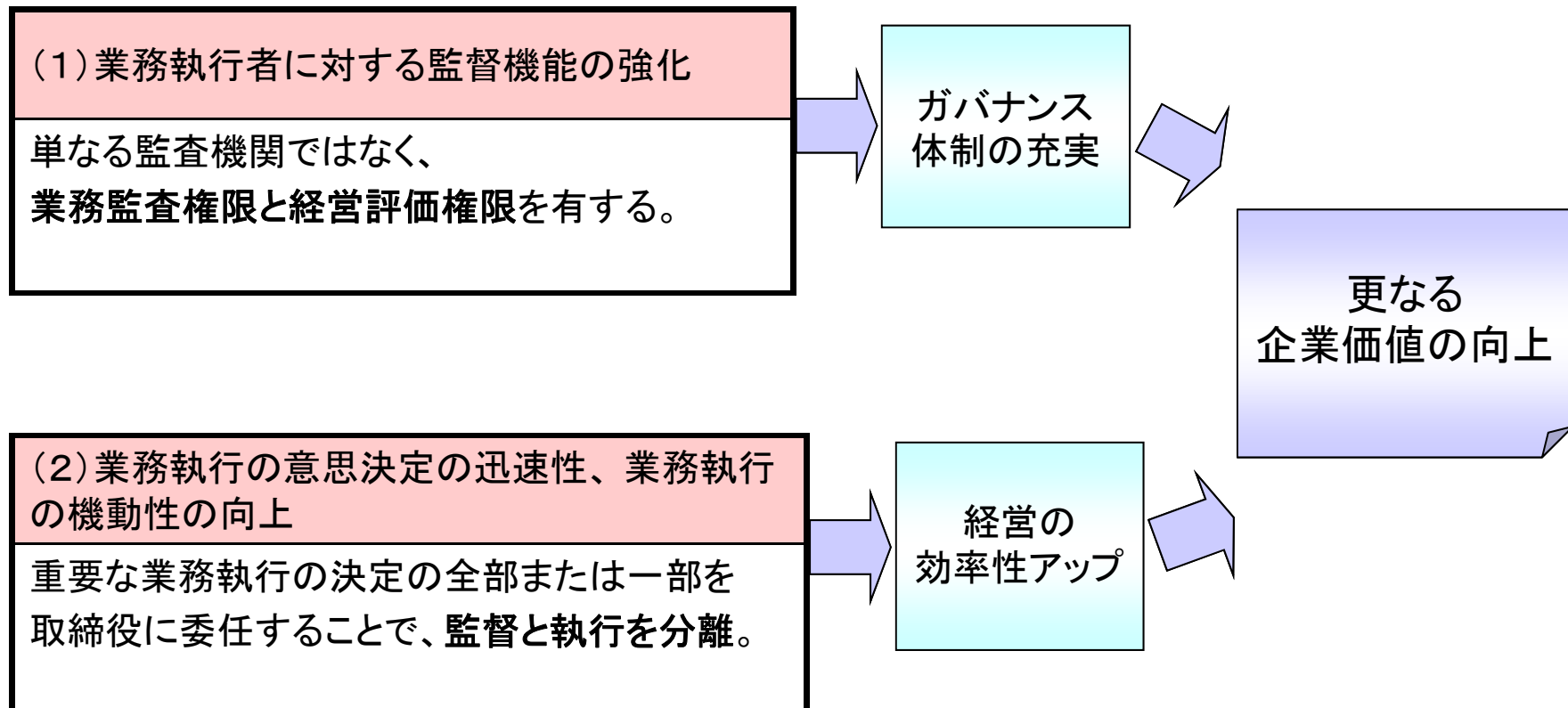
【当行のガバナンス体制の変遷】

以下の取組みによりガバナンス体制の強化・充実を図ってまいりました。

時期	内容	目的
平成14年	・執行役員制度の導入	・業務執行の意思決定を迅速化 (取締役員数を12名から9名へ削減)
平成20年	・取締役会長を選任し、 会長、頭取体制に移行	・取締役会の牽制機能の強化
平成24年	・業績連動型報酬の導入 ・ストックオプションの導入	・経営に対する評価の客観性の確保 ・役員報酬制度の透明性向上
平成26年	・社外取締役の新規選任	・経営管理体制の一層の強化
平成27年	・監査等委員会設置会社への移行 ・任意の指名諮問委員会、 報酬諮問委員会の設置	・業務執行者に対する監督機能の強化 ・業務執行の意思決定の迅速性、業務執行の機動性の向上 ・取締役会機能の独立性・客観性と説明責任の強化

1. 機関設計

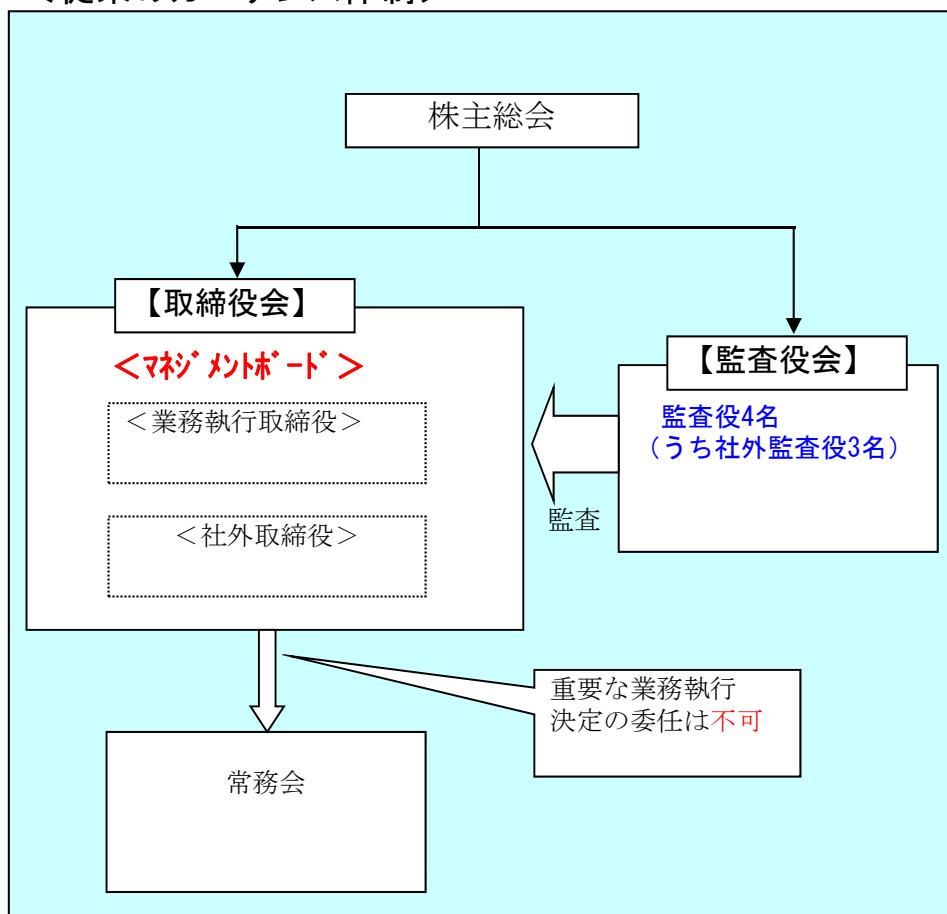
【移行の目的・メリット】



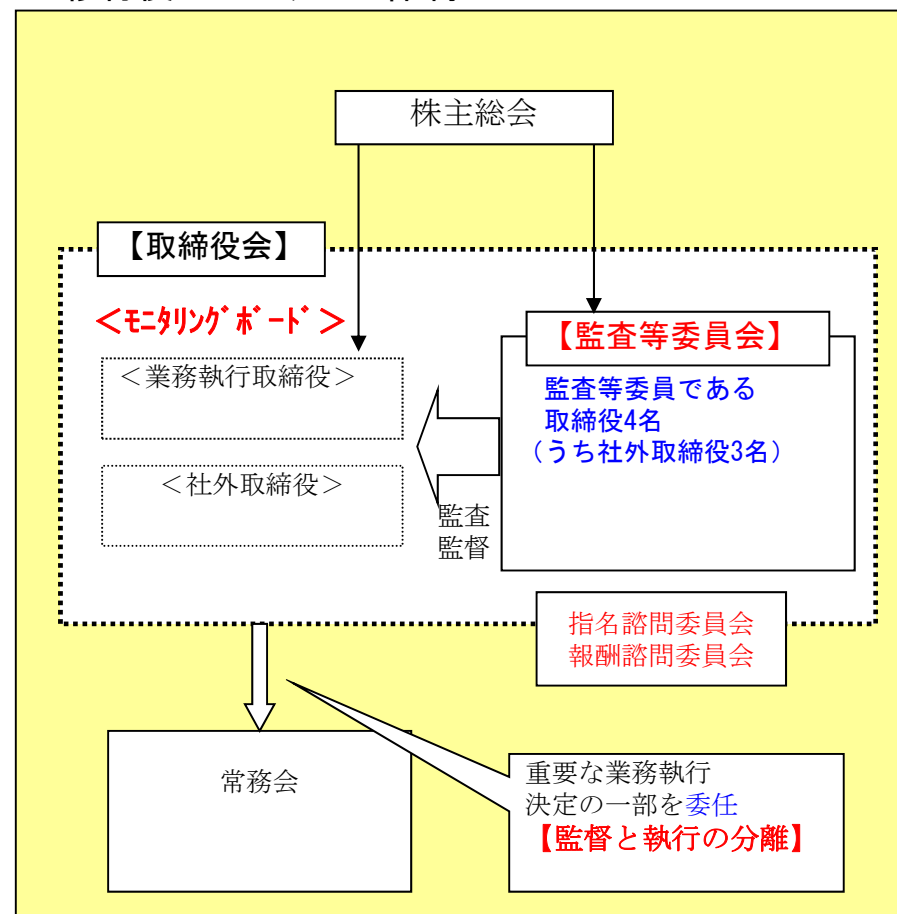
1. 機関設計

【モニタリング・モデルを志向したガバナンス体制】

＜従来のガバナンス体制＞



＜移行後のガバナンス体制＞



1. 機関設計

【監査役会と監査等委員会の比較】

	監査役会	監査等委員会
役割	・取締役の職務執行の監査	・取締役の職務執行の監査、監督
取締役会の議決権	議決権なし	議決権あり
法定の員数(うち社外)	3名以上(半数以上)	3名以上(過半数)
常勤の選定	1名以上の常勤監査役が必要	選定義務なし (※当行は常勤の監査等委員を選定)
任期	4年	2年
構成員	監査役	取締役

1. 機関設計

【指名諮問委員会、報酬諮問委員会】

<設置の目的>

- ◆ 社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化

名称	全委員	委員長	役割
	構成内訳※		
指名諮問委員会	取締役4名	取締役会の議長	取締役候補者の選任・解任、代表取締役及び役付取締役の選定・解職について協議する。
	社内2、社外2		
報酬諮問委員会	取締役4名 (会長、頭取を除く)	社外取締役	取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等に係る事項について協議する。
	社内2、社外2		

※各委員会への重複就任可

2. 取締役会の構成と運営

【取締役会の構成】

取締役会	取締役会長	1名	取締役頭取	1名
	専務取締役	1名	常務取締役	2名
	取締役	4名		
	監査等委員会			
	取締役	常勤監査等委員(社外)	1名	
	取締役	監査等委員	1名	
	取締役	監査等委員(社外)	2名	

2. 取締役会の構成と運営

【取締役会の運営状況】

◆ 資料の事前配布

活発な意見が出されるよう、常務会に出席していない取締役に対して議案書を事前に配布。

◆ 議案の事前説明

業務執行に対する監督機能発揮のため、監査等委員会に対して、取締役会議案の各担当部による事前説明を実施。

◆ 審議時間

常務会への委任により取締役会議案は減少したが、一方で、積極的な議論が行なわれるようになり、議案によっては審議時間が長くなった。

◆ フィードバック

取締役会の議論の中で出た指示、提言等についてフォローアップを行い、その結果についてフィードバックを実施。

3. 社外取締役の活動状況

【現在の活動状況】

◆ 監査等委員会への参加

原則として毎月1回開催（必要があるときは随時開催）

◆ 指名諮問委員会、報酬諮問委員会への参加

◆ 重要な会議への参加

常勤の監査等委員である取締役

⇒ 取締役会、常務会、リスク管理委員会等への参加

監査等委員である取締役

⇒ 取締役会への参加

◆ 代表取締役との意見交換会の実施

銀行が対処すべき各種経営課題や監査環境の整備の状況に加え、業務執行・内部統制・監査・コーポレートガバナンス等における重要課題について意見交換会を実施

3. 社外取締役の活動状況

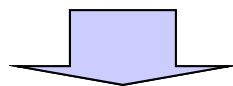
【監査等委員会設置会社への移行後の変化】

	＜移行前＞	＜移行後＞
活動内容 (常勤の監査等委員)	営業店への往査など、銀行内部の実情を把握することが中心	株主、取引先への訪問により、外部の声を聞く活動を開始
開催日 (監査役会、監査等委員会)	取締役会終了後に開催	取締役会の前営業日に開催

3. 社外取締役の活動状況

【内部監査部門からのレポーティング・ラインの確立】

- ◆ 監査計画は、監査等委員会に報告のうえ取締役会で承認。
- ◆ 監査結果等に関する報告は、監査部長から、毎月、監査等委員会に報告し、意見交換を実施。取締役会には四半期に一度。
- ◆ 監査結果等に関する報告を、常勤監査役のみへの報告から、監査等委員の全員が出席する監査等委員会での報告事項に変更。
- ◆ 監査等委員会は、必要に応じて、内部監査部門に調査を命じることができる。
- ◆ 監査部長は取締役のため、選・解任は指名諮問委員会の同意が必要。



社外取締役の監督機能を強化するため、内部監査を通じて、経営実態に関する客観的な情報提供が可能な体制を構築。

社外取締役が、内部監査の計画策定、実施、フォローアップに関与。

3. 社外取締役の活動状況

【その他】

◆ 社外取締役への内部通報制度の構築(平成28年1月導入)

	内容等
名称	社外取締役ホットライン
目的	役員による法令や定款・規程等違反による不祥事の防止ならびに早期発見を促し、自浄機能の強化、向上を図る
利用対象者	すべての役職員(当行および連結子会社のパートタイマーを含む)
通報等の方法	①文書(メール便・郵便など)、②行内ネット、③インターネット
その他	・必要に応じて、監査等委員会事務局スタッフ、監査部、コンプライアンス統括部および内部統制を所管する部署に対し調査を指示 ・必要に応じて、弁護士等の専門家へ調査を依頼

3. 社外取締役会の活動状況

【サポート体制】

◆ 事務局の設置

監査等委員会事務局を設置し、事務局が専門対応窓口となり、監査等委員会をフォローするとともに、運営に関する事務を補助

◆ 補助者の配置

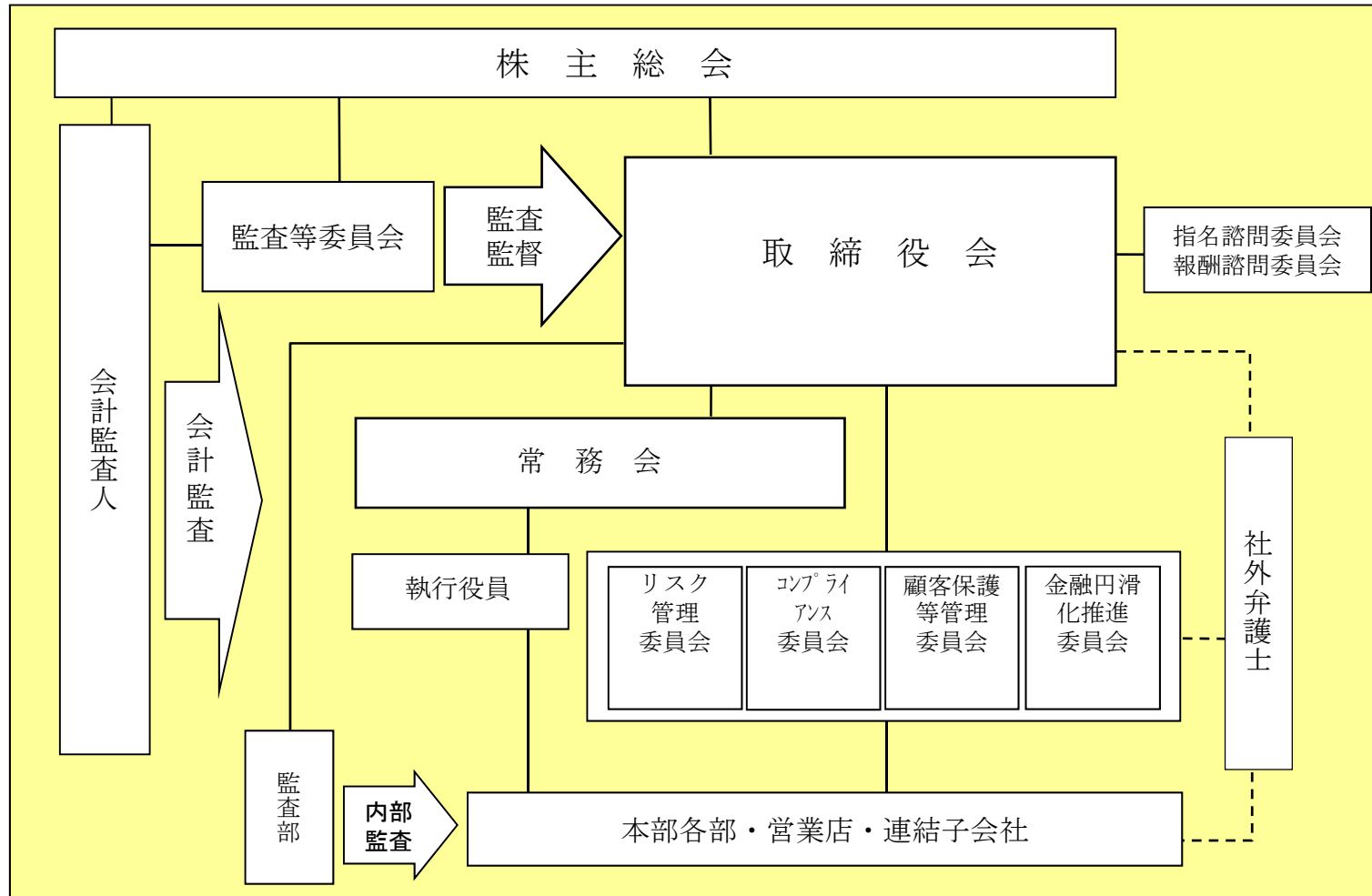
監査等委員会事務局内に、監査等委員会をサポートする補助者（当行職員：部長職経験者）を配置

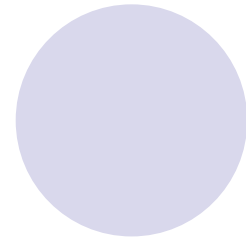
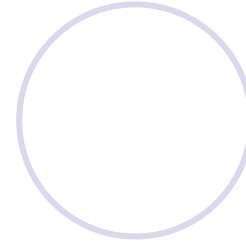
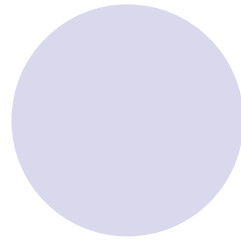
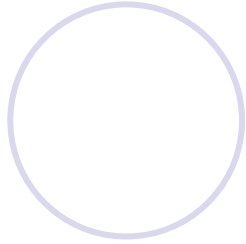
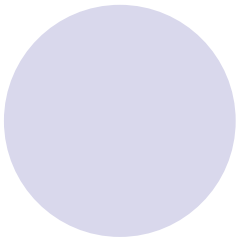
◆ 勉強会の実施

当行の経営実態を正確に理解し、経営課題に対して適切な判断を行うための情報・知識を習得する場として、「テーマ」を決めたうえで勉強会を毎月開催

参考資料

【コーポレートガバナンス体制 概念図】





WITH YOUR
SMILE